

- (注1) 機構、無限責任組合員及びその関係会社等である適格機関投資家を除く。
- (注2) 本比率については、組合の第3事業年度末以降の毎事業年度末時点において充足されていること。
- (注3) 「中小企業者」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項各号に定義される中小企業者をいい、具体的には以下①から⑦のいずれかに該当するものをいう。ただし、1社の大企業（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）若しくはその役員から50%以上の出資を受けている中小企業者又は大企業若しくはその役員から100%の出資を受けている中小企業者（投資後に当該中小企業者に該当しなくなることが明らかである場合を除く。）は、投資対象における中小企業者比率に含まない。
- ①製造業、建設業、運輸業その他の業種を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人。ただし、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）については、資本金若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が900人以下の会社及び個人。
- ②卸売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人。
- ③サービス業を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人。ただし、ソフトウェア業又は情報処理サービス業については資本金若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人、旅館業については資本金若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が200人以下の会社及び個人。
- ④小売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員が50人以下の会社及び個人。
- ⑤企業組合
- ⑥協業組合
- ⑦独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第1条第2項で定める組合及び連合会
- (注4) 最近3カ月・最近1カ月の売上高等については、当該事業者への投資に関して実施される初回の投資委員会又は投資検討会（本組合の機構以外の組合員が、本組合と同一の無限責任組合員が運営する他の組合である場合においては、当該他の組合における当該事業者の投資に関する初回の投資委員会又は投資検討会）の開催日の前月3カ月・1カ月を基準とする。
- (注5) 時価総額については、当該事業者への投資に関して実施される初回の投資委員会又は投資検討会（本組合の機構以外の組合員が、本組合と同一の無限責任組合員が運営する他の組合である場合においては、当該他の組合における当該事業者の投資に関する初回の投資委員会又は投資検討会）の開催日の直前の市場営業日における終値を基準として算出する。